

第1 県税の概況

1 主要税目別調定状況の概要

令和2年度の県税調定額（現年度分）は、1,547億65百万円、対前年度比97.8%で34億円の減となった。これを税目別にみると、個人県民税(101.3%)、県民税利子割(127.1%)、地方消費税(103.3%)等の税目で前年度を上回り、法人県民税(74.9%)、個人事業税(93.7%)、法人事業税(97.5%)、不動産取得税(75.6%)、県たばこ税(95.7%)、産業廃棄物税(89.0%)等の税目が前年度を下回っている。

(1) 個人県民税

株式等譲渡所得割の増収により、対前年度比101.3%と上回った。

(2) 法人県民税

法人税割の税率引下げ等により、対前年度比74.9%と下回った。

(3) 県民税利子割

銀行預金利子の増により、対前年度比127.1%と上回った。

(4) 個人事業税

主要業種である請負業や不動産貸付業等の所得の減少により、対前年度比93.7%と下回った。

(5) 法人事業税

法人の所得の減少等により、対前年度比97.5%と下回った。

(6) 地方消費税

税率引上げの影響により、対前年度比103.3%と上回った。

(7) 不動産取得税

新型コロナウイルス感染症の影響等による着工及び工期の遅れや住宅投資の減少等により、対前年度比75.6%と下回った。

(8) 県たばこ税

たばこの売渡本数の減少により、対前年度比95.7%と下回った。

(9) ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用者の減少により、対前年度比93.1%と下回った。

(10) 自動車税種別割

恒久減税の影響により、対前年度比99.6%と下回った。(令和元年度の旧自動車税及び自動車税種別割調定額との比較。)

(11) 自動車税環境性能割

軽自動車税環境性能割新設に伴う市町村への税源移譲、臨時的軽減措置による減少により、対前年度比61.1%と下回った。(令和元年度の自動車取得税及び自動車税環境性能割調定額との比較。)

(12) 軽油引取税

平成28年熊本地震に係る復興需要等の落ち着きにより、対前年度比98.7%と下回った。

2 令和2年度税制改正の動向

令和2年度税制改正での県税に関する主な改正点は、次のとおりです。

税目	改正の要旨	改正の概要		
法人 事業税	電気供給業 に係る収入 金額課税の 見直し	発電・小売電気事業に係る課税方式を次のとおり見直す。		
		区分	改正前	改正後
		1. 電気供給業	収入金額×1%	収入金額×1%
		2. 電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等		収入金額×0.75% 付加価値額×0.37% 資本金等の額×0.15%
		資本金又は出資金の額が1億円超		収入金額×0.75%
		資本金又は出資金の額が1億円以下	所得×1.85%	
		(令和2年4月1日施行)		
不動産 取得税	特例措置の 延長	<p>○新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から1年を経過した日とする特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年延長する。</p> <p>○新築住宅特例が適用される住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和(2年以内→3年又は4年以内)する特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年延長する。</p> <p>○新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年延長する。</p>		
		(令和2年4月1日施行)		
ゴルフ 場利用 税	非課税措置 の創設	○国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式練習のためにゴルフを行う場合のゴルフ場の利用について、当分の間、非課税措置を講ずる。		
		(令和2年4月1日施行)		
県たば こ税	葉巻たばこ の課税方式 見直し	<p>○令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する。</p> <p>○令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。</p>		

3 平成17年度から導入した税について

※社会経済情勢の変化等が考えられることから、令和6年度を目途として、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。

1 水とみどりの森づくり税

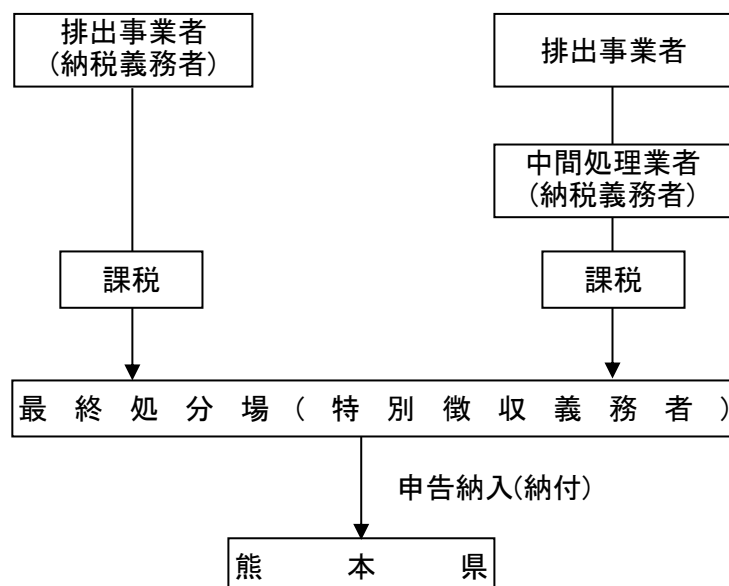
目的	水とみどりの森づくり税は、森林の現状を県民の皆様に御理解いただき、森林の持つ水源かん養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るための税です。																				
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税(上乘せ)方式																				
納税義務者	県内に住所がある個人等と事業所等がある法人等で県民税均等割が課税されている方。																				
税率	個人: 年額500円 ※ 個人県民税均等割額1,000円(標準税率)に上乘せします。 法人: 法人県民税均等割(標準税率・年額)の5%相当額 ※ 平成17年4月1日以後に終了する事業年度から法人県民税均等割額(標準税率)に上乘せします。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本金等の額の区分</th> <th colspan="2">法人県民税均等割額</th> </tr> <tr> <th>標準税率(年額)</th> <th>水とみどりの森づくり税(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)</td> <td>800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>② 10億円超 50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 1億円超 10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>④ 1千万円超 1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記以外の法人</td> <td>20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額の区分	法人県民税均等割額		標準税率(年額)	水とみどりの森づくり税(年額)	① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	800,000円	40,000円	② 10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円	③ 1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円	④ 1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円	⑤ 上記以外の法人	20,000円	1,000円
資本金等の額の区分	法人県民税均等割額																				
	標準税率(年額)	水とみどりの森づくり税(年額)																			
① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	800,000円	40,000円																			
② 10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円																			
③ 1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円																			
④ 1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円																			
⑤ 上記以外の法人	20,000円	1,000円																			
納税方法	個人: 市町村による普通徴収 給与所得者は事業主による特別徴収 法人: 申告納付																				
税の使いみち	・水源涵養機能などを発揮するための森林づくり ・森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成 ・森林と木材を活かした地域・景観づくり など																				

2 産業廃棄物税

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てられる目的税です。

▶ 納める人

- 産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した排出事業者・中間処理業者の方が負担する税金で、最終処分業者(特別徴収義務者)が県に代わって徴収し、県に納めます(申告納入)。
* 産業廃棄物の最終処分を市町村や一部事務組合が管理運営する一般廃棄物最終処分場において行う場合も含まれます。
- 事業者自ら排出した産業廃棄物を、自己設置の最終処分場に埋立処分する場合には、自ら県に納めることになります(申告納付)。



▶ 納める額

産業廃棄物1トンにつき1,000円

産業廃棄物の重量の測定が困難な場合は、換算係数で換算した重量となります。

▶ 申告と納税

年4回県に申告し、納めることになっています。

対象期間	申告納期限
1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	翌年1月末日